【規程番号　神女大Ⅲ－004】

神戸女子大学心理学部実習指導・資格等支援対策室規程

（設置）

第１条　神戸女子大学心理学部に、本学部学生（卒業生を含む。）の実習・資格取得等に係る教育研究支援を行うために実習指導・資格等支援対策室（以下「対策室」という。）を置く。

（目的）

第２条　対策室は、心理学部における実習及び認定心理士・認定心理士（心理調査）・情報処理士・上級情報処理士・公認心理師国家資格取得等に関わる教育・研究支援を行うことを目的とする。

（業務）

第３条　対策室の業務は次のとおりとする。

(1) 実習指導及び資格取得等に関わる業務

(2) その他教育研究支援に関する業務

（組織）

第４条　対策室は、次の構成員をもって組織する。

室長　　１名

副室長　１名

室員　若干名

助手　若干名

業務補助職員　若干名

２　室長は、心理学部長をもって充て、対策室を統括する。

３　副室長は、実習に係る責任教員及び国家資格等に係る教育の責任教員をもって充てる。

４　室員は、心理学部長より指名された者をもって充てる。

５　助手は、室長の指示に従って業務を行う。

６　業務補助職員は、対策室の業務に係る事務を補助する。

（対策室運営委員会）

第５条　対策室の業務を遂行するために、対策室運営委員会を置く。

２　室長は、対策室運営委員会の議長を兼ねる。

（資料の保管）

第６条　対策室の業務に係る学生情報及び各種資料は、鍵のかかる書棚に保管・管理する。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、令和４年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日より施行する。